

会社法の施行により登記事項が変わります！ (合名会社・合資会社編)

本年5月に、「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」等が施行される予定です。

これらの法律等が施行されますと、合名会社又は合資会社の登記事項は以下のとおり変更されますので、お取りいただく登記事項証明書の記載事項も変わることになります。

- 1： 「会社が合併の公告をする方法」の登記がされていない場合には、職権により「公告をする方法」として「官報に掲載してする旨」が登記されますので、登記事項証明書にもその旨が記載されます。
なお、定款に「会社が合併の公告をする方法」の定めがあり登記されている場合は、登記官が職権で、その方法を「公告をする方法」として登記します。
- 2： 「社員や清算人の共同代表の定め」及び「支配人の共同代理の定め」の登記がされている場合は職権により抹消されますので、登記事項証明書にも記載されなくなります（ただし、履歴事項証明書をお取りいただいた場合は、抹消事項として記載されます。）
- 3： 「存立時期」が登記されている場合は、登記事項証明書に記載される記録事項名が「存続期間」に変更されますが、これは会社法の施行に伴い呼称が変わるだけで、記載されている内容は変わりません。

※ これらの登記は、登記官が職権で行いますので、お客様から登記申請していただく必要はありませんが、登記されている会社数が膨大であることから、システム上、会社法施行時にすべての会社について職権登記を完了させることができません。

したがって、お客様が、職権による登記が未了の会社について各種証明書を申請された場合は、お時間をいただいて、職権登記を完了してから証明書を作成させていただくことになります。ただし、お客様にお待ちいただけない事情があり、旧登記事項が記載された証明書でも差し支えないというご意向であれば、職権登記完了前の登記事項を証明する証明書を作成させていただきます。この場合の証明書は旧登記事項の記載のままですが、経過措置により、各登記がされたものとみなされていることから、法令上、会社法に適合した内容の証明書として取り扱われますので、何ら問題ありません。

また、他の登記所管轄の会社の証明書をご申請いただいた際に、職権登記が完了していなければ旧登記事項のままの証明書となりますが、この場合の証明書も、法令上、会社法に適合した内容の証明書として取り扱われますので、同様に何ら問題ありません。